総務省組織令の一部を改正する政令要綱

1　情報流通行政局郵政行政部企画課及び郵便局活用課の所掌事務を変更する。（第八十七条及び第八十九条関係）

2　この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。（附則関係）